



日本国大阪府岸和田市と中華人民共和国

広東省汕頭市との友好都市締結議定書

日本国大阪府岸和田市と中華人民共和国広東省汕頭市は、これまで相互理解と信頼によって深められた友好交流を基礎として、さらにこれを発展させるため、ここに友好都市を締結し、相提携していくことに同意する。

両市は、日中両国政府の共同声明及び日中平和友好条約の精神を遵守し、平和友好、平等互惠、相互信頼、長期安定の原則に従い、経済、科学技術、文化、教育、体育、保健衛生、青年、婦人及び都市建設等各分野において交流、協力を進め、以て両市の繁栄進歩と両市市民間の子々孫々にわたる友誼の増進並びに世界の平和への貢献に努力する。

岸和田市市長と汕頭市市長は、両市市民を代表して、ひとしく正文である日本語及び中国語による本議定書に署名し、その効力は、署名の日をもって発効する。

日本国
大阪府岸和田市市長

(署名)

中華人民共和国
広東省汕頭市市長

(署名)

1990年6月2日岸和田市にて